

第2章 現状と課題

1 生活排水対策の現状と課題

生活排水対策は、快適で衛生的な生活環境を提供するとともに、公共用水域の水質保全に資するものであり、未普及地域を早期に解消し、その事業を持続的に管理経営し、さらに、水の健全な循環、資源の循環、低炭素社会の構築という役割も果たしていくことが求められています。

このため、生活排水対策においては、次に掲げる現状と課題を踏まえた取組を進めていく必要があります。

【 現 状 】

- 汚水処理人口（R3 年度末）
 - ・普及率 98.2%（全国6位 全国平均 92.6%）
下水道 84.9% 農業集落排水 7.7% 浄化槽等 5.7%
 - ・未普及人口 3.7 万人
- 処理施設
 - ・一時期に集中して整備された施設
 - ・将来、改築更新が一定の期間に集中
- 処理区
 - ・整備の進捗により処理区が近接
- 災害による被害
 - ・地震、台風、集中豪雨による被害が発生

- 汚泥の処理
 - ・下水汚泥は、概ね全量を利活用
 - ・農業集落排水汚泥は、未だ4%が焼却後埋立
- 汚泥処理の効率化
 - ・一部で汚泥処理を共同化
 - ・下水道等の普及により、し尿量が減少
- 温室効果ガスの排出、エネルギー消費
 - ・汚水処理に伴う温室効果ガスの排出、エネルギー消費
 - ・消化ガスの利用は93%

- 管理経営
 - ・一般会計からの繰入れ、多額の起債償還
 - ・施設計画、経営計画等が個別に策定されており、これらが一体となった計画が必要
- 事業収支
 - ・人口減少等に伴い有収水量が減少
 - ・電気料金など、支出が増加
- 事業の効率化
 - ・一部で維持管理業務を共同化

【 課 題 】

- 未普及地域の早期解消
 - ・集合処理施設の整備完了時期を見据えた整備
 - ・人口減少を踏まえた整備手法の最適化
 - ・浄化槽の計画的な整備
- 施設の計画的な改築更新
 - ・長期的状態予測と持続的かつ効率的に維持改修するためのストックマネジメント計画
- 処理区の統廃合による効率化
 - ・農業集落排水施設等の下水道への統合の推進
- 防災・減災対策の取組
 - ・施設の耐震化・耐水化
 - ・BCP の策定、災害時応援協定の整備

- 汚泥の利活用の推進
 - ・エネルギー利用も含めた利活用の拡大
 - ・バイオマスの集約処理
- 汚泥処理の広域化・共同化による効率化
 - ・汚泥処理の広域連携の拡大
 - ・し尿の下水道投入処理
- 地球温暖化対策・省エネルギー対策
 - ・温暖化・省エネに配慮した運転
 - ・消化ガスの利用拡大

- 経営基盤の強化、持続的な管理経営
 - ・企業会計の導入、長期的経営計画の策定
 - ・事業管理計画制度による一体的なアセットマネジメント
- 収入確保・経費削減、経営の健全化
 - ・接続率の向上、適正な料金設定
 - ・節電など、経費削減の工夫
- 事業の広域化・共同化による効率化
 - ・事業の広域連携の拡大

2 生活排水施設の整備

■未普及地域の早期解消

汚水処理人口普及率は 98.2%(令和3年度末)と、全国平均の 92.6%を上回っています。

トイレの水洗化はもはや基本的な生活様式であることから、未普及地域を早期に解消するための施設整備に取り組む必要があります。

その整備に当たっては、集合処理についてはアクションプラン期間内(2015 構想の中期目標である令和7年度まで)の完了を目指すとともに、人口減少を踏まえて、事業(下水道、農業集落排水、浄化槽)ごとのエリアを見直すことも必要です。

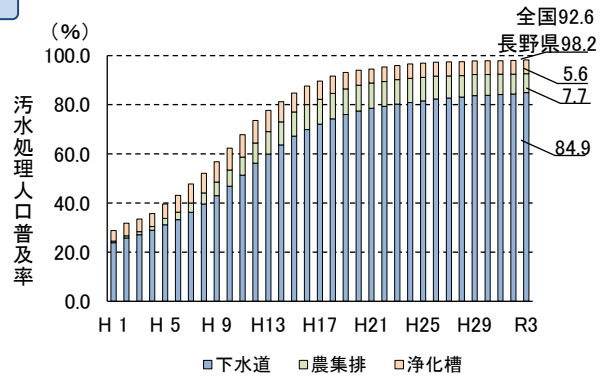


図 2-1 汚水処理人口普及率の推移

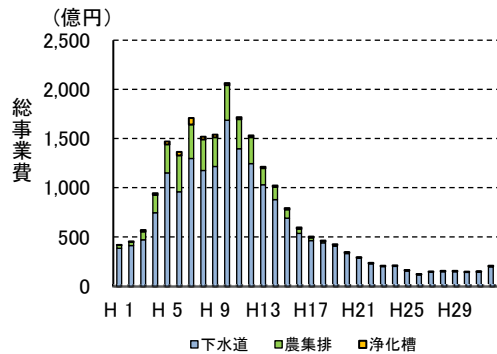


図 2-2 生活排水施設の総事業費の推移

■施設の計画的な改築更新

汚水処理施設は、汚水管渠 約 17,600 km(下水道 15,000 km、農業集落排水 2,600 km)、処理場 358 箇所(下水道 105 箇所、農業集落排水 253 箇所)(令和2年度末)が整備されています。

これらの施設は、平成10年度前後に集中して整備されており、将来の改築更新が一定の期間に集中することが予想されるため、長期的状態予測と持続的かつ効率的に維持改修するためのストックマネジメント計画を策定し、改築更新費用の平準化を図ること、予防保全型維持管理を含む維持管理によりライフサイクルコストの低減を図ることなど、将来を見据えた対応が求められています。

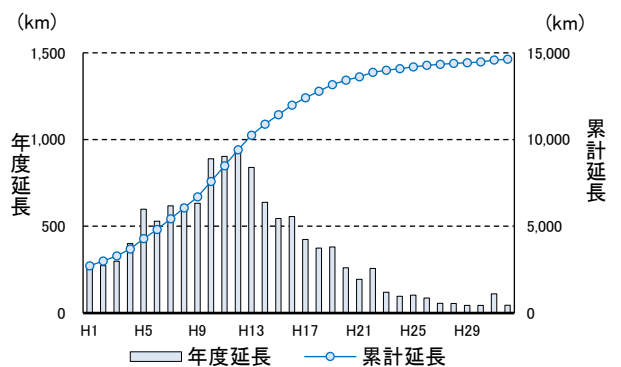


図 2-3 下水道汚水管渠延長

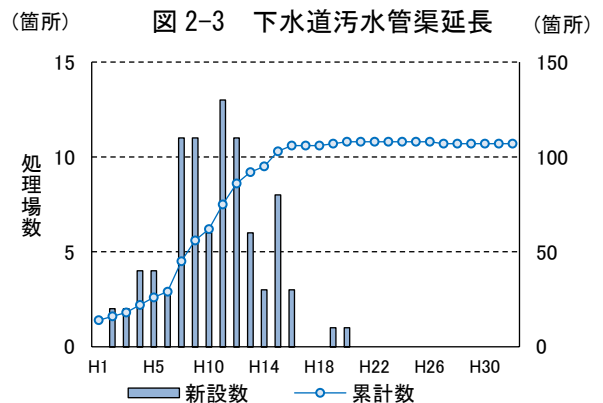


図 2-4 下水道処理場数

■処理区の統廃合による効率化

多くの下水道や農業集落排水が整備されたことにより、互いに近接する処理区が生じています。

また、今後の人口減少や節水による使用水量の減少から、下水道の流入水量は、県全体で令和元年度頃をピークに減少に転じ、処理場の処理能力に余裕が生じることが見込まれます。

このような状況から、既に52処理区(令和2年度末)の農業集落排水施設が下水道等に統合されていますが、今後も市町村内各処理区の統廃合を進め、将来的には市町村の区域を越えた統合も含めて生活排水処理の効率化を図る必要があります。

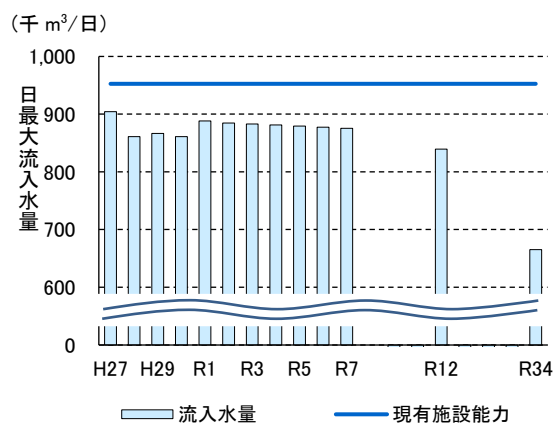


図 2-5 下水道流入水量の推移予測

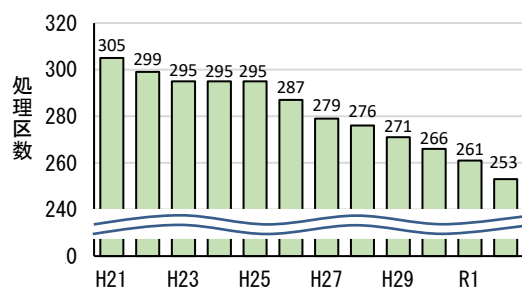


図 2-6 農業集落排水処理区数の推移

■良好な水質の維持向上と公共用水域の水質保全

県内の公共用水域の水環境は概ね良好であり、これには、生活排水対策の取組も重要な役割を果たしています。

下水道法の規定に基づく流域別下水道整備総合計画を踏まえた下水道整備とともに、下水道終末処理場から公共用水域に排出される処理水の水質の維持向上に引き続き努めるなど、公共用水域の水質保全を図っていくことが求められています。

また、湖沼法の指定湖沼である諏訪湖や野尻湖の流域では、湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策を進めていく必要があります。

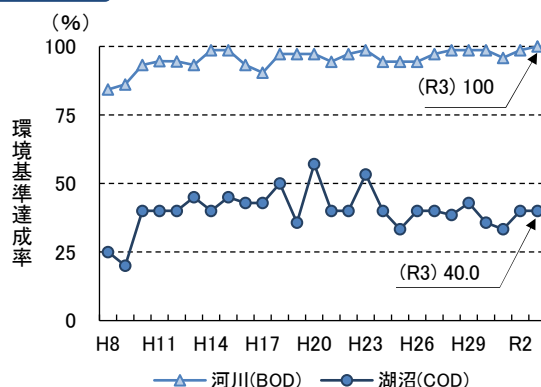


図 2-7 環境基準達成率の推移

(「R3 年度水質、大気及び化学物質測定結果」より)

■浄化槽の整備推進、適正な維持管理の確保

県下には 85,052 基(令和 2 年度末)の浄化槽が設置されており、そのうち合併処理浄化槽は 72,215 基となっています。全浄化槽に占める合併処理浄化槽の割合は 84.9%と全国平均の 51.6%に比べ非常に高く、その割合は年々上昇しています。

下水道などの集合処理が適さない中山間地等の生活排水対策として、この合併処理浄化槽の整備を進めていく必要がありますが、新設設置基数は年々減少しています。下水道のような公共事業と異なり、個人が設置する浄化槽は、設置費用への補助制度があるものの十分普及を図れない状況であり、市町村が住民に代わって設置者となる市町村設置型によって普及を進めている市町村もあります。

浄化槽は、浄化槽法の規定により年 1 回の法定検査(11 条検査)が義務付けられていますが、その検査受検率は平成 30 年度から全国平均を大きく上回る結果となっています。これは効率化検査の採用と、タブレット導入による検査時間の短縮によるものです。

浄化槽の維持管理に係る意識の向上など、適正な維持管理の確保に向けた取組が必要です。

■防災・減災対策の取組

生活排水施設は生活に直結する基幹的なライフラインであり、非常時であってもその機能を維持する必要があります。災害発生に備え、あらかじめ被害を最小限に抑える対策とともに、万が一被害が発生した場合は、その被害箇所を早急に復旧することが求められます。

特に、令和元年東日本台風災害のような下水道施設が被害を受ける災害が発生していることから、施設に優先順位を付けて計画的に耐震化・耐水化を図るとともに、業務継続計画(BCP)を様々な危機事象に備えたものに更新していくことが必要です。併せて、施設の早期復旧に向け、下水道法が規定する災害時維持修繕協定の締結等も踏まえた応援体制に係る協定の整備も必要です。

また、局地的な集中豪雨等による浸水被害に備えるため、下水道による雨水排除対策を進める必要があります。

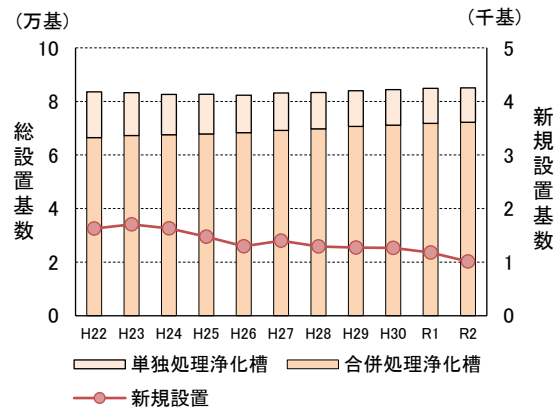


図 2-8 浄化槽の設置基数の推移

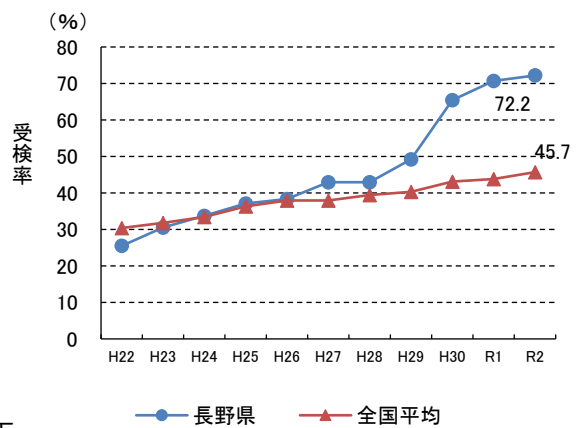


図 2-9 11 条検査受検率の推移

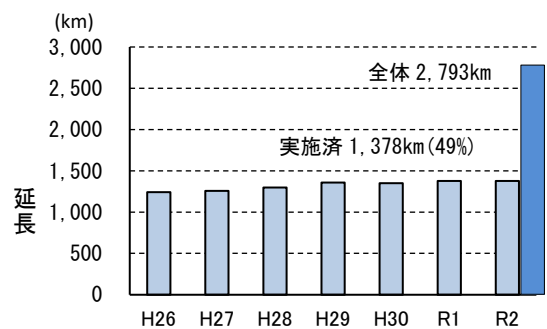


図 2-10 主要な下水管渠の地震対策実施延長

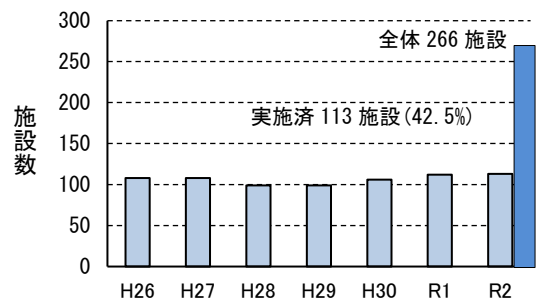


図 2-11 下水道施設の地震対策実施数

■2050 ゼロカーボンに向けた役割

県内の下水処理施設のエネルギー消費量（1,181TJ/年）は、全県の年間エネルギー消費量（17.1万TJ/年）の0.7%、CO₂排出量（82,176 t-CO₂）は全県（14,945千t-CO₂）の0.5%（平成29年度）と試算されます。下水道事業は多くの温室効果ガスを排出しており、その排出削減は地方公共団体の事務事業全体における温室効果ガスの削減に大きく寄与します。そして、下水道事業は、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「2050 ゼロカーボン」の実現に向け、一定の役割を担うこととなります。

エネルギー消費量を削減するため、処理水質を維持しながら運転管理手法の改善を図るとともに、省エネルギー設備を導入する必要があります。また、処理場施設の屋根を利用した太陽光発電、管渠を流れる下水からの熱回収、処理工程で発生する消化ガスを利用した発電など、下水道が有するエネルギーポテンシャルを最大限活かしていく必要があります。

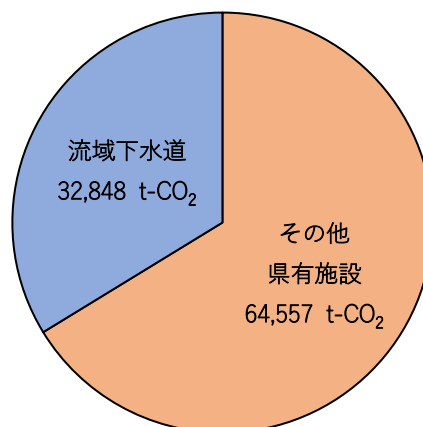


図 2-12 県有施設における温室効果ガス排出量
（令和 2 年度）

3 生活排水から発生する汚泥（バイオマス）の利活用

■汚泥の利活用の推進

生活排水処理により発生する汚泥量は年間約 9.6 万 t(令和 2 年度)で、その内訳は下水道が 86.7%、農業集落排水が 8.6%、し尿が 2.3%、浄化槽が 2.3%となっています。また、処分方法は、農地利用が 37%、セメント原料 56%、路盤材・建設資材・溶融骨材が 3.9%と利活用が進んでいますが、未だ 4.4%が埋立処分されています。

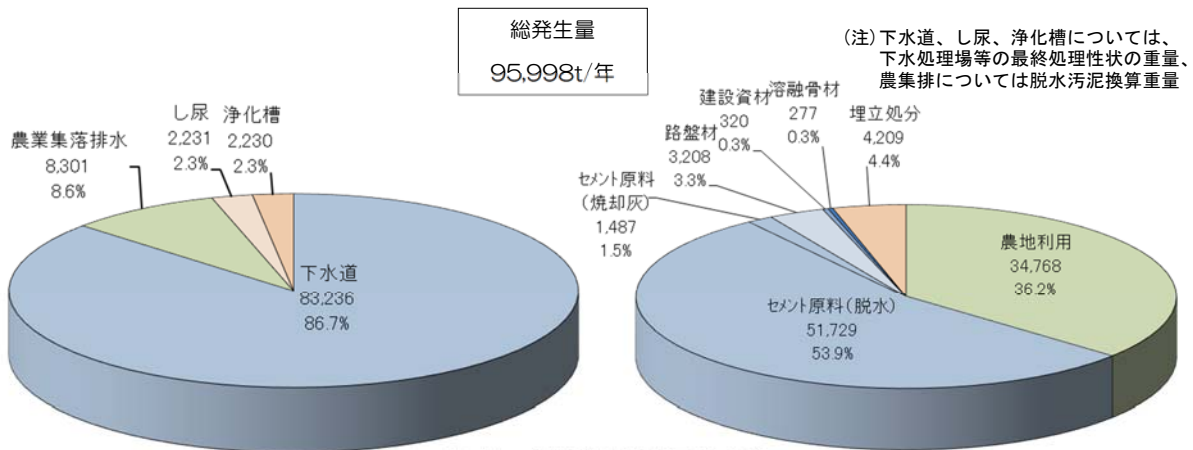


図 2-13 生活排水汚泥処分量 (令和 2 年度)

事業別に処分方法を見ると、下水汚泥では、農地利用やセメント原料など 100%が有効利用されています。また、農業集落排水汚泥では、農地利用と建設資材で 96%が有効利用されているものの、4%が焼却後、埋立処分されています。

下水道法には下水汚泥再生利用の努力義務が規定されていますが、下水汚泥に限らず、埋立処分されている汚泥は極力資源化を図るなど、汚泥の利活用の拡大を図る必要があります。

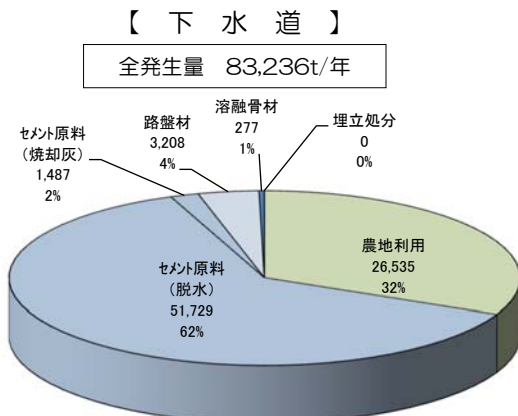


図 2-14 汚泥処理方法別発生量 (令和 2 年度)

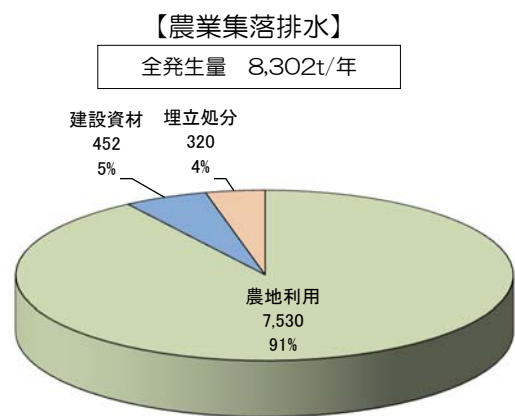


図 2-15 汚泥処理方法別発生量 (令和 2 年度)

■汚泥の安定処分とリスク分散

今後も継続して排出される汚泥を安定して処分するためには、複数の処分先を確保しリスク分散を図ることが望まれます。

そのため、リン回収など、新たな利活用技術の導入について、民間事業者のノウハウの活用も含め、検討する必要があります。

■汚泥処理の広域化・共同化による効率化

汚泥等のバイオマス資源は地域内で利活用されることが効率的ですが、利用が見込まれない汚泥の処理は、規模の大きな施設で処理することで処理単価が安価となる場合があります。このため、下水汚泥や農業集落排水汚泥など規模の大きな汚泥処理施設に集め、処理することにより、効率化が図られることが期待されます。

また、し尿処理施設で処理しているくみ取りし尿や浄化槽汚泥の量は、下水道等の普及によって年々減少しています。処理量が少なくなるし尿等は、し尿処理施設を改築更新して処理するのではなく、下水道へ投入することにより、汚水処理全体の合理化を図ることができます。

このように広くバイオマスを集め、適切に処理することにより、エネルギー利用も含めた有効利用が拡大していきます。そのため、汚泥処理の共同化について広域的に協議・検討していく必要があります。

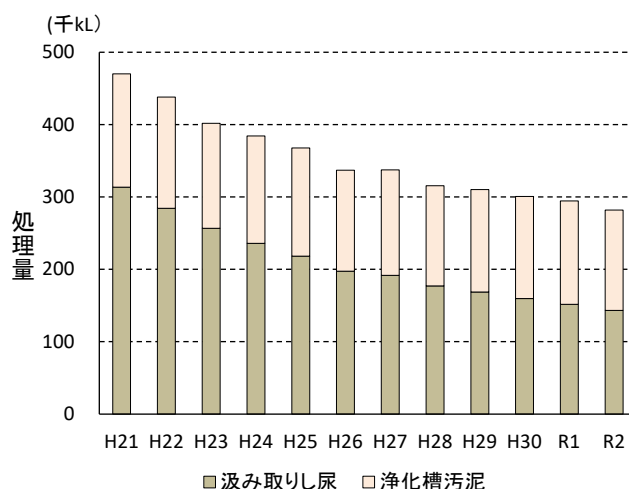


図 2-16 し尿・浄化槽汚泥発生量の推移

■汚泥処理における地球温暖化対策

下水道は地球温暖化対策に貢献できるポテンシャルを有しており、その一つとして、汚泥から取り出す消化ガスの利用が挙げられます。県内の9箇所の処理場は汚泥の消化設備を保有しており、そこから発生する消化ガスの93%（令和2年度）が燃料として利用されています。消化ガス（主にメタン）は地球温暖化への影響が小さい燃料であり、化石燃料に代わるエネルギー源として、その利用率を更に上げていく必要があります。

また、下水汚泥と地域で発生する他のバイオマスを組み合わせた新たな再生可能エネルギーの創出の研究及び検討も、市町村と連携して進める必要があります。

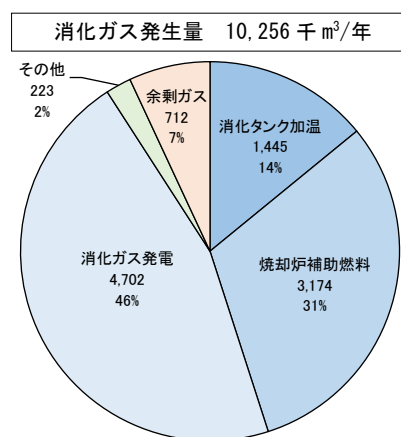


図 2-17 消化ガスの利用状況
(令和2年度)

4 管理経営

■経営基盤の強化、持続的な管理経営

市町村の生活排水対策事業の経費には、一般会計からの繰入金が多く充てられており、とりわけ財政力が弱い市町村では、起債元利償還金が財政運営に大きな負担となっています。また、企業債の現在高(令和2年度末)は、概ね7,000億円となっています。そのうち下水道事業債は企業債全体の72%と、大きな割合を占めています。

このため、企業会計を導入して資産状況等を明らかにするとともに、長期的な経営計画を策定して、設備投資や支出と財源の見通しを立て、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に取り組んでいく必要があります。

さらに、体制、施設、経営の一体的なマネジメントにより、持続的な管理経営を実現していくため、国が示す事業管理計画制度による取組も求められています。

このうち、体制については、日本下水道事業団や長野県下水道公社等へ部分委託することも方策の一つです。

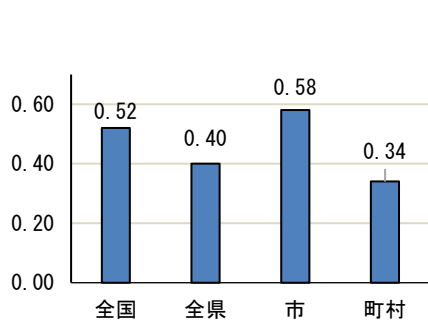


図 2-18 財政力指数(単純平均)
(令和2年度)
(「長野縣市町村ハンドブック」等による)

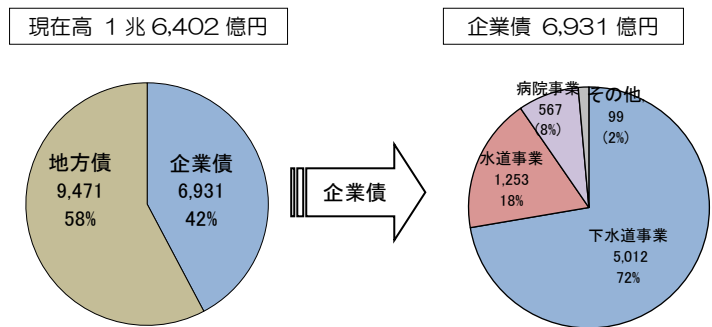


図 2-19 地方債及び企業債、企業債現在高の内訳
(令和2年度)
(「長野縣市町村財政のすがた」より)

■収入確保・経費削減、経営の健全化

人口減少等により有収水量が減少する中、接続率の向上や適正な使用料の設定による料金収入の確保とともに、省エネ機器や省エネ運転の導入、性能発注方式による包括的民間委託などによる維持管理費の削減を進め、経営の健全化を図る必要があります。

また、処理水量の減少を見据え、将来的に必要な処理能力に見合った施設規模、処理性能について検討していく必要があります。

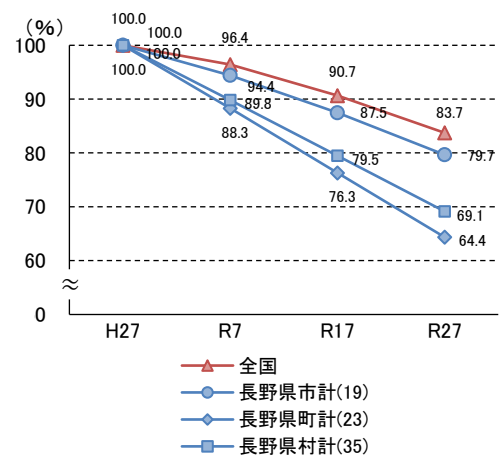


図 2-20 市町村別人口予測
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)より)

■事業の広域化・共同化による効率化

処理人口一人当たりの維持管理費は、処理人口の大きい処理施設ほど安価となる傾向があります。このため、施設の統廃合や処理の広域化・共同化を進め、スケールメリットを活かすことで効率的な維持管理が図られます。

また、情報通信技術(ICT)を活用して基幹処理場で周辺処理場を集中管理する方法、物品調達を共同発注する方法などによっても効率化を図ることができます。

そのため、事業の共同化について広域的に協議・検討していく必要があります。

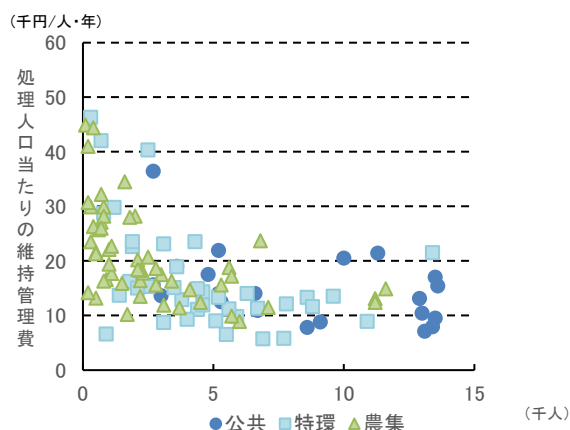


図 2-21 処理区域内人口と汚水処理の維持管理費
(「令和2年度総務省下水道事業経営指標」より)

■長野県下水道公社による広域的な維持管理

公益財団法人長野県下水道公社は、市町村への技術支援及び広域的な維持管理の実施を目的として設立され、令和4年度には31市町村59処理場の維持管理業務を受託しており、1つの組織が業務をまとめて請け負うことにより、事業の共同化が図られています。

○広域管理

4地域(16市町村、28処理場)で、広域管理が行われています。

○一元管理

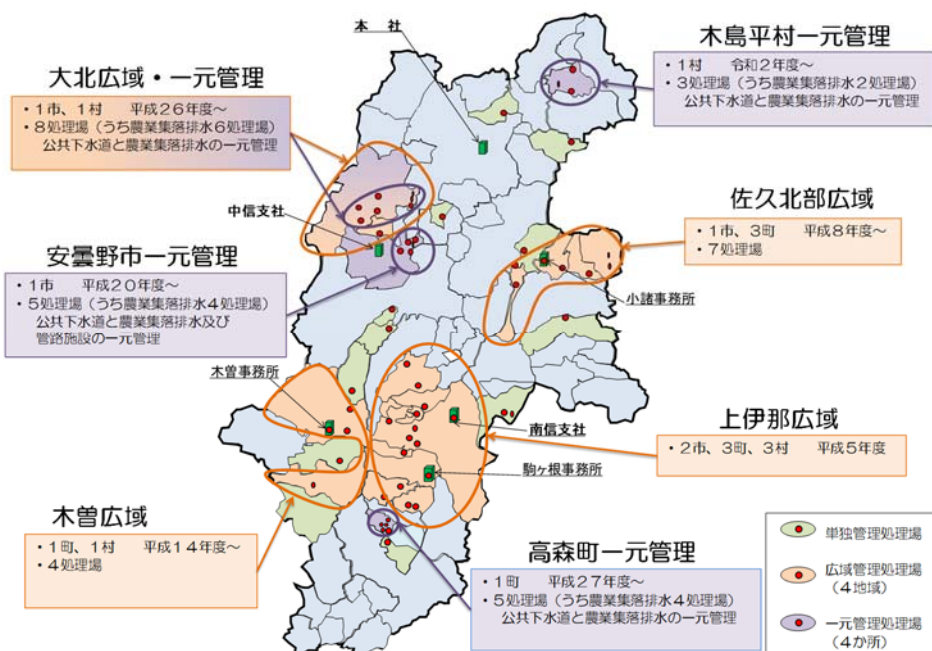
公共下水道の維持管理に併せて、農業集落排水施設も維持管理する一元管理が行われています。

○共同化・一括発注

水質試験の共同化、薬品の一括購入、修繕工事の一括発注などが行われています。

○技術継承

専門技術者を継続して確保しており、維持管理情報の蓄積や技術継承が行われています。



長野県下水道公社による維持管理の広域化・共同化の実施状況

令和4年（2022年）11月30日現在

| 地 域 | 市町村等 | 処理場 | | | | | | | 管 渠 |
|---|-----------|-------------|------|------|---------------|-----|-----|---------------|-----|
| | | 技術者 | 運転管理 | | 水質試験 (共同化) | 修 繕 | 薬 品 | 農集排 (一元管理) | |
| | | | 広域 | 単独 | | | | | |
| 佐 久 | 小諸市 | ○ | 佐久北部 | | 小諸市 | | ○ | | |
| | 軽井沢町 | ○ | 佐久北部 | | 小諸市 | ○ | ○ | | |
| | 御代田町 | ○ | 佐久北部 | | 小諸市 | ○ | ○ | | |
| | 立科町 | ○ | 佐久北部 | | 小諸市 | | | | |
| | 南佐久環境衛生組合 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 上 小 | 東御市 | ○ | | | | | | | |
| 諏 訪 | 諏訪市 | | | | | | | | ○ |
| | 富士見町 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 上伊那 | 伊那市 | ○ | 上伊那 | | 伊那市 | | ○ | | |
| | 駒ヶ根市 | ○ | 上伊那 | | 駒ヶ根市 | | ○ | | |
| | 辰野町 | ○ | 上伊那 | | 伊那市 | | ○ | | |
| | 箕輪町 | ○ | 上伊那 | | 伊那市 | | ○ | | |
| | 飯島町 | ○ | 上伊那 | | 駒ヶ根市 | | ○ | | |
| | 南箕輪村 | ○ | 上伊那 | | 伊那市 | | ○ | | |
| | 中川村 | ○ | 上伊那 | | 駒ヶ根市 | | | | |
| 宮田村 | ○ | 上伊那 | | 駒ヶ根市 | | ○ | | | |
| 飯 伊 | 高森町 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| | 喬木村 | ○ | | | | | | | |
| 木 曾 | 上松町 | ○ | | | 木曾町 | | | | |
| | 南木曾町 | ○ | | | 木曾町 | | | | |
| | 木曾町 | ○ | 木曾 | | 木曾町 | ○ | ○ | | |
| | 木祖村 | ○ | | | 木曾町 | | | | |
| | 大桑村 | ○ | 木曾 | | 木曾町 | | ○ | | |
| 松 本 | 安曇野市 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 麻績村 | ○ | | | | | | | |
| | 朝日村 | ○ | | ○ | | | ○ | | |
| | 山形村 | ○ | | | | | ○ | | |
| 大 北 | 大町市 | ○ | 大北 | | 大町市 | ○ | ○ | ○ | |
| | 松川村 | ○ | 大北 | | 大町市 | ○ | ○ | | |
| 長 野 | 高山村 | ○ | | ○ | | | | | ○ |
| | 飯綱町 | ○ | | ○ | | | ○ | | |
| 北 信 | 木島平村 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 10 | 32 | 31 (59場) | 28場 | 25場 | 19 | 10 | 22 | 4 | 4 |
| 53場 | | | | | | | | | |
| <p><業務内容></p> <p>技 術 者： 公社の電気・機械・水質・土木の専門技術者が市町村職員を支援</p> <p>運 転 管 理： 運転管理業務を市町村に代わり公社が発注。表中にある名称は広域管理の業務名</p> <p>水 質 試 験： 水質試験を、表中に名称のある市町村の中核処理場で実施（設備等の共同化）</p> <p>修 繕： 処理場設備の修繕業務を公社が発注。複数市町村分を取りまとめた一括発注も実施</p> <p>薬 品： 処理薬品（消毒液、消毒剤、脱水用凝集剤、脱水助剤）を一括発注</p> <p>農 集 排： 農業集落排水施設の維持管理（下水道施設との一元管理）</p> <p>管 渠： 管渠施設の維持管理（点検、修繕）</p> | | | | | | | | | |

5 構想に基づく取組の検証

「水循環・資源循環のみち 2015」構想に基づく取組について、平成 27 年度に設定した共通指標を用いて、取組結果を検証しました。

取組状況

| 指 標 | | 計画策 定時 | 短期 | | | | 中期 | 長期 | |
|------------------------|----|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| | | H26 (2014) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) | R7 (2025) | R12 (2030) |
| 利用者(住民)の立場から見た指標 | | | | | | | | | |
| A：快適生活率(%) | 目標 | — | 90.5 | 91.2 | 91.8 | 92.4 | 93.1 | 95.1 | 97.1 |
| | 実績 | 89.3 | 90.0 | 90.5 | 91.3 | 91.8 | 92.1 | — | — |
| B：環境改善指数 | 目標 | — | 54.4 | 57.0 | 61.3 | 64.5 | 71.3 | 81.5 | 91.9 |
| | 実績 | 47.9 | 50.0 | 51.1 | 52.6 | 56.0 | 60.5 | — | — |
| C：情報公開 実施指数 | 目標 | — | 60.7 | 63.8 | 67.3 | 69.5 | 80.7 | 87.2 | 94.3 |
| | 実績 | 39.3 | 47.3 | 49.2 | 46.9 | 52.1 | 52.9 | — | — |
| 事業者(市町村)の立場から見た指標 | | | | | | | | | |
| D：汚水処理人口 普及率(%) | 目標 | — | 97.8 | 98.2 | 98.4 | 98.5 | 98.8 | 99.3 | 99.5 |
| | 実績 | 97.3 | 97.6 | 97.8 | 98.0 | 98.1 | 98.0 | — | — |
| E：バイオマス 利活用指数 | 目標 | — | 93.7 | 96.1 | 96.7 | 96.8 | 97.0 | 97.8 | 99.0 |
| | 実績 | 91.8 | 92.2 | 90.2 | 92.7 | 90.9 | 92.9 | — | — |
| F：経営健全指数 (経営計画の進捗度) | 目標 | — | 84.8 | 85.4 | 86.0 | 86.5 | 87.1 | 91.6 | 100 |
| | 実績 | 83.4 | 83.1 | 81.2 | 82.8 | 88.0 | 83.0 | — | — |

※ A：快適生活率、 D：汚水処理人口普及率

各市町村の該当する人口を集計して算出

※ B：環境改善指数

各市町村の目標値(実績値)の平均

※ C：情報公開実施指数

各市町村の点数を集計して算出

※ E：バイオマス利活用指数

各市町村の汚泥量を集計して算出

※ F：経営健全指数

各市町村の収入・支出を累計して算出

指標による取組結果の検証と見直し方針

【利用者（住民）の立場から見た指標】

| | | |
|------------|-------|---|
| A：快適生活率(%) | 検証 | 集合処理施設の整備が概成に近づいたことから、実績の伸びが鈍化していますが、ほぼ目標に沿った向上が確認できました。 施設整備と下水道等への接続は概ね順調に進んできたものの、人口の変化が将来予測より減少していないことから目標と実績に乖離が生じています。 |
| | 見直し方針 | 最新の人口統計値と将来予測を基に、今後の汚水処理施設の整備計画を踏まえて各期間の目標値を設定します。 |
| B：環境改善指数 | 検証 | 実績は向上していますが、近年の新型コロナウイルス感染症拡大により、住民が参加し水に親しむ機会が抑制されていることが大きな原因となり、目標値に対しては乖離が見られています。 改善状況の進捗は市町村によってばらつきが見られ、有効な成果の共有を図りつつ今後の取組を進める必要があります。 |
| | 見直し方針 | 取組状況に遅れが見られる市町村に対しては、順調に向上している市町村の取組内容を紹介するなど、全体として取組の進捗向上を図れるように目標を設定します。 |
| C：情報公開実施指数 | 検証 | ホームページや広報誌による情報公開は進められてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、処理場施設の見学受入れや出前講座の実施が抑制されました。このため、住民参画の取組において、実績が伸び悩んでいます。 |
| | 見直し方針 | 引き続き住民参画の取組を行うとともに、住民のニーズに合った情報提供の実施となるように、目標値を設定します。 |

【事業者（市町村）の立場から見た指標】

| | | |
|------------------------|-------|---|
| D：汚水処理人口普及率(%) | 検証 | 集合処理施設の整備が概成に近づいたことから、実績の伸びが鈍化していますが、ほぼ目標に沿った向上が確認できました。 施設整備と下水道等への接続は概ね順調に進んできたものの、人口の変化が将来予測より減少していないことから目標と実績に乖離が生じています。 |
| | 見直し方針 | 最新の人口統計値と将来予測を基に、今後の汚水処理施設の整備計画を踏まえて各期間の目標値を設定します。 |
| E：バイオマス利活用指数 | 検証 | 実績は目標値を若干下回り、また目標ほどの伸びも見られません。下水道汚泥の県内有効利用量が、県外有効利用量の半分程度であることから、コンポスト等の県内有効利用量を増加させるための取組が必要です。 |
| | 見直し方針 | 下水道汚泥の肥料利用の拡大に向けた国の施策も踏まえ、各期間の目標値を設定します。 |
| F：経営健全指数 (経営計画の進捗度) | 検証 | 起債元利償還金と維持管理費の累積に対し、使用料収入の累積が計画策定時点の想定どおりに伸びていないため、目標と実績に乖離が生じています。 |
| | 見直し方針 | 最新の人口統計値と将来予測を基に、今後の汚水処理施設の整備計画や使用料収入の見直しを踏まえて各期間の目標値を設定します。 |